

令和7年度 庄内町立幼稚園のご案内

— 問い合わせ先 —

◇庄内町教育委員会 教育課学校教育係 庄内町余目字町 132 番地 1【電話：0234-43-0156】



- ◇余目第一幼稚園 庄内町高田麦字北裏 8 番地 【電話：0234-43-2025】
- ◇余目第二幼稚園 庄内町余目字矢口 35 番地 1 【電話：0234-43-3009】
- ◇余目第三幼稚園 庄内町廿六木字三百地 6 番地 1 【電話：0234-43-2717】
- ◇余目第四幼稚園 庄内町主殿新田字赤淵 21 番地 1 【電話：0234-44-2001】

令和7年度庄内町立幼稚園の新入園児を募集しますのでご案内いたします。



入園の対象となる幼児	○庄内町在住の4歳児(令和2年4月2日～令和3年4月1日 生まれ) ○庄内町在住の5歳児(平成31年4月2日～令和2年4月1日 生まれ) ※原則、<u>住所地の小学校区の幼稚園へ入園</u>となります。ただし、立川小学校区在住の幼児は、余目第四幼稚園に入園することができます。
保 育 期 間	4歳児…2年間／5歳児…1年間
保 育 時 間	月曜日～金曜日(休園日を除く) 午前9時～午後2時
休 園 日	土日祝日・夏季休業・年末年始休業・年度末年度始休業・一日入園実施日・公開保育実施日
通 園 方 法	園児バスまたは保護者による送迎
保 育 料	無料
給 食 費	月額 4,400円(多子軽減、所得階層による免除あり)
バス利用負担金	月額 往復:2,000円／片道:1,000円(生活保護世帯および町民税非課税世帯は無料)
入園申込に必要な書類	(1) 入園願書 (2) 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書(兼児童台帳)※ ※(2)には個人番号(マイナンバー)の記載が必要です。 書類提出の際は、申請書を提出する方の本人確認を行いますので、次の①(1点)または、②(2点)いずれかをお持ちください。(有効期限のあるものについては、有効期限内に限ります。) ① 官公署発行の写真付きの証明書(1点) (例:マイナンバーカード・運転免許証・旅券・身体障害者手帳・在留カード等) ② その他の証明書類(2点) (例:健康保険被保険者証・年金手帳・本人名義の貯金通帳等) (3) 課税証明書※(令和6年1月1日現在、庄内町に父母の住所がない場合のみ提出) ※令和6年1月1日に住所があった市町村で発行しています。なお、父母のいずれかが仕事等の都合により、庄内町に住所がない方は、課税証明書の提出が必要となります。
入 園 申 込 付 受	(1) 受付期間:令和6年9月24日(火)～10月11日(金)※土日祝日を除く (2) 受付場所〔受付時間〕 ①②のいずれかにご提出ください。 ① 庄内町教育委員会 教育課(役場2階)〔午前8時30分～午後5時15分〕 ② 余目第一幼稚園・余目第二幼稚園・余目第三幼稚園・余目第四幼稚園 〔午前8時30分～午後7時00分〕 ※ 令和6年10月10日(木)、11日(金)は、午後5時15分から午後7時まで、庄内町役場 B 棟 1 階子育て支援センター「こっころ」前で受付時間を延長します。
入 園 面 接 について	入園申し込みをされた方を対象に入園面接を行います。 詳細は同封の「入園面接のご案内」をご覧ください。
そ の 他	入園を希望しない場合は、教育委員会教育課へ電話連絡をお願いします。電話 0234-43-0156

裏面「預かり保育のご案内」もご覧ください。

預かり保育のご案内

保護者の就労等の理由により、幼稚園の保育時間以外にも保育が必要な場合は、『預かり保育』をご利用いただけます。利用を希望される方は、次のとおりお申し込みください。

利用の対象となる幼児	庄内町立幼稚園に在園していて、保護者や家族が、就労や病気・介護などのため、家庭で保育できる方がいない幼児
保 育 時 間	○月曜日～金曜日 登園前：午前7時～午前9時／降園後：午後2時～午後7時 ○土曜日（余目第三幼稚園での合同保育） 午前7時～午後7時 ○振替休日・長期休業中（各幼稚園での保育） 午前7時～午後7時
休 園 日	日曜日・祝日、12月29日～1月3日、入園式・卒園式等の行事開催日
通 園 方 法	保護者による送迎
昼 食	土曜日・振替休日・長期休業中・短縮保育の日においては、弁当をご持参ください。
準備する物	①コップ ②歯ブラシ ③汗ふきタオル ④昼寝用の布団 ⑤着替え用の衣類 ⑥汚れたものを入れる袋 ※土曜日は、①～⑥のほかに、平日に幼稚園で使用している内履きをご持参ください。
保 育 料	日額 450円／保育の必要性の認定を受けた場合は、無料
申 込 受 付	令和7年4月1日からご利用の場合は、表面「入園申込受付」と同様です。 ※入園後、年度途中からの申し込みも可能です。（緊急の場合を除き、事前に申込が必要です。）
利用開始申込に必要な書類 【(2)(3)は「保育の必要性」の認定審査のために必要です。】	(1) 幼稚園における預かり保育利用申込書（兼幼児台帳） (2) 子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第2号）※ ※(2)は、個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。書類提出時の留意事項については、表面「入園申し込みに必要な書類」の欄をご確認ください。 (3) 保育の必要性を証明する書類（「就労証明」等）※ ※(3)についての詳細は、下記「保育の必要性の証明書」をご覧ください。



保育の必要性を証明する書類（父母ともに次のいずれかに該当する場合です。）

No.	保育を要する要件	添付書類
1	居宅外で就労している場合 ※1ヵ月当たり64時間以上の就労を要します。	就労証明書
2	自営（自宅外自営、親族経営等の自営を含む）の場合	自営業・農業申告書
3	妊娠・出産の場合 ※出産予定日の8週間前の日から、産後8週間が経過する日の翌日が属する月の末日まで	母子健康手帳（出産予定日記載欄）の写し
4	保護者が就学中の場合	在学証明書
5	保護者が病気の場合	診断書
6	保護者に障害がある場合	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し（手帳の交付がない場合は診断書）
7	保護者が介護または看護している場合	介護・看護状況申告書
8	保護者が求職中の場合 ※認定期間は3ヵ月となります。	求職活動申告書
9	火災、自然災害等により災害復旧を要する場合	罹災証明書
10	その他保育を行うことが困難である場合	保育困難申告書